### <助産師国家試験の受験資格認定について>

日本で助産師免許を取得するには、日本の助産師国家試験と看護師国家試験に合格しなければなりません。なお、日本の看護師国家試験受験資格認定を受けていない方は、助産師国家試験受験資格認定とあわせて看護師国家試験受験資格認定を申請する必要がありますのでご注意ください。

外国の助産師学校養成所を卒業し、外国において助産師免許を取得した者が、日本で助産師 国家試験を受験するためには、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第21条第5号に基づき、厚生労働大臣の認定が必要です。受験資格認定の手続きと審査方法は、以下の通りです。

※以下、「医師国家試験等の受験資格認定の取扱い等について」(平成 17 年3月 24 日医政発 0324007 号厚生労働省医政局長通知)より

## 受験資格認定の流れ

本人持参による書類申請 4月1日(金)~8月31日(水)締切 申請者が電話で申請受付の予約を行う 対応による事態的数 ※希望者のみ 4月1日(金)--7月20日(金)登録 中辞者もしてが理人が電話で 事態物数の子的を行う

> 【専航相級の傷意点】 中議会領を準備し相談する 代理人による事前相談も可能 【授任状を特多】

### 申請書類の受理を行う(8月31日まで)

\*たたし、平成28年7月に日本語能力試験N1を受験した者は結果の通知時期に鑑み、 特例として書類申請期間を9月9日(金)までとする。

#### 国家試験受験資格認定審査(10月頃)

認定

認定書交付(11月中)

🥏 認定不可

通知交付(11月中)

国家試験受験手続(11月~12月頃)

国家試験受験(2月頃)

#### 1. 審查対象者

外国の助産師学校養成所を卒業し、外国において助産師免許を得た者

## 2. 審查方法

審査対象者からの申請書類により、審査対象者が日本の助産師学校養成所を卒業した者と 同等以上であるか否かについて、以下の4. 認定基準に基づき審査を行います。

### 3. 申請期間

平成28年度は、平成28年4月1日(金)から8月31日(水)の期間に申請を受付け、書類審査を行います。ただし、平成28年7月に日本語能力試験N1を受験した方は、結果の通知時期を考慮し、特例として書類申請期間を平成28年9月9日(金)までとします。

# 4. 認定基準

以下の(1)~(7)までの認定基準を満たした者に対し、助産師国家試験受験資格認定を行います。

います。	
(1) 外国助産師学校養成所の修業年限	次の1)から3)のいずれかに該当すること。
1) 看護師学校養成所卒業後、外国助 産師学校養成所卒業の場合	詳細はア)からウ)の認定基準による。
ア) 外国助産師学校養成所の入学 資格	高等学校卒業以上(修業年限12年以上)、又 は同等と認められる者
イ) 外国助産師学校養成所の修業 年限	1年以上
ウ) 看護師学校養成所の修業年限 (外国看護師学校養成所を含 む。)	3年以上
2) 助産師と看護師の統合カリキュラム の場合	詳細はア)からイ)の認定基準による。
ア) 外国助産師学校養成所の入学 資格	高等学校卒業以上(修業年限12年以上)、又 は同等と認められる者
イ) 外国助産師学校養成所の修業 年限	4年以上
3) 当該国において、助産師の免許制 度が無い場合	該当する教育内容と履修単位数・時間数が日本と同等以上であること。
(2) 教育科目の履修時間	履修時間の合計が28単位以上(合計930時間以上)で保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年文部省・厚生省令第1号)等に規定する教育内容を概ね満たすこと。
(助産師と看護師の統合カリキュラムの場合)	履修単位の合計が 124 単位以上(合計 3955 時間以上)で保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和 26 年文部省・厚生省令第 1 号)等に規定する教育内容を概ね満たすこと。
(3) 教育環境	日本の助産師学校養成所と同等以上と認められること
(4) 当該国の判断	当該国、または州政府等によって正式に認められた外国助産師学校養成所であること
(5) 外国助産師学校養成所卒業後、当該国 の助産師免許取得の有無	原則として取得していること
(6) 当該国の助産師免許を取得する場合の 国家試験制度	国家試験、またはこれと同等の制度が確立さ れていること
(7) 日本語能力	日本の中学校や高等学校を卒業していない 者については、日本語能力試験 N1(平成 21 年12月までの認定区分である日本語能力試 験 1 級を含む。以下同じ)の認定を受けてい
	ること

### 5. 事前相談

平成28年度は、申請書類の準備を効率的に行っていただけるよう、希望者を対象に平成28年4月1日(金)から7月29日(金)までの期間に事前相談を受け付けます。

事前相談の日時について電話で予約を取ってから、厚生労働省医政局看護課に来庁してください。事前相談の際には、以下の点に注意してください。

- ・申請予定者1人につき1回のみで、30分程度とする。
- ・代理人が事前相談に来庁する場合は、必ず委任状を持参すること。(委任状の様式は自由、必ず申請者と代理人の署名があること)
- ・複数名分をとりまとめて相談することも可能。
- ・準備した申請書類を必ず持参し、不明な点を明確にすること。
- ・予約時間は守ること。
- 予約せずに来庁した場合、対応できないので注意すること。
- ※<u>1日の受付人数は限られているので、お断りする場合があります。</u>早めの予約をお願いし<u>ます。</u>

### 6. 提出書類

申請に当たって、申請者は以下の書類を期日内に厚生労働省看護課まで提出してください。

なお、申請に漏れがないよう(13)のチェックリストをご活用ください。また、記入した助産師国 家試験受験資格認定申請書類等チェックリストは、申請時に必ず持参してください。

提出書類	様式•記載要領	留意点等
(1) 助産師国家試験受験資格 認定願	[国家試験受験資格認定 願.xls] [国家試験受験資格認定	学歴については、日本の小 学校に相当する学校から助 産師学校養成所卒業まで、
	願 記載要領. pdf]	入学・卒業年次を各々の学 校について西暦で記入する こと。
(2)・住民票 ・在留カード写し※1 ・戸籍抄本 ※2 ・戸籍謄本 ※2 ※1原本確認のため、持参してください ※2日本国籍を有する者に限る 上記四つの中のいずれか一つ		在留カード:「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第76号)」の経過措置により在留カードとみなされる登録証明書を含む。
(3) 医師の診断書	[診断書.pdf ]	日本の医師資格を有する者 により、申請前 1 カ月以内に 発行されたものに限る。
(4) 外国で取得した助産師免		外国では日本の助産師免許

	許証の写し		に相当する資料が複数必要
			となる場合があるため、 <u>必要</u> な書類は全て準備すること。
(5)	外国における資格試験の 合格証書の写しまたは合格 証明書		
. ,	卒業した外国助産師学校 養成所の卒業証書の写しま たは卒業証明書		
(7)	卒業した外国助産師学校 養成所の学業成績書の写 しまたは学業成績証明書		
(8)	卒業した外国助産師学校 養成所で履修した科目ごと の教育内容、単位数、時間 数を明らかにした書類		当該施設長の証明のあるものに限る。教育内容は講義と臨地実習の別がわかるように記載されていること。単位制であっても、必ず時間数に換算すること。また、クオーター制の場合はセメスター制として換算し直すこと。
(9)	保健師助産師看護師学校 養成所指定規則別表3に おける教育内容と卒業した 外国の助産師学校養成所 の履修科目、単位数、時間 数の対照表	[対照表(助産師).xls] [対照表記載要領(助産師).pdf] [対照表(助産師・看護師統合カリキュラム).xls] [対照表記載要領(助産師・看護師統合カリキュラム).pdf]	統合カリキュラムについては、履修科目は基礎分野、専門基礎分野、専門分野、統合分野の別がわかるように記載すること。講義と臨地実習を区別すること。対照表記入例を参照すること。
(10)	外国で助産師免許を取得した者にあってはその根拠法令の関係条文の抜粋		根拠法令は以下の法令を 参照し準備すること 保健師助産師看護師法 [http://wwwhourei.mhlw.g o.jp/cgi-bin/t_docframe2. cgi?MODE=hourei&DMO DE=SEARCH&SMODE=N ORMAL&KEYWORD=%95 %db%8c%92%8e%74&EFSN O=361&FILE=FIRST&POS =0&HITSU=0] 保健師助産師看護師学校養成所指定規則 [http://wwwhourei.mhlw.go.j p/cgi-bin/t_docframe2.cgi?M ODE=hourei&DMODE=SEA RCH&SMODE=NORMAL&K EYWORD=%95%db%8c%92%8e

(11)当該施設が当該国または 州政府などによって正式に 認可されたものである証明	%74&EFSNO=363&FILE=FIR ST&POS=0&HITSU=0] 正式に認可されたものであることについて示されているものに限る。卒業した外国助産師学校養成所のパンフレットやウェブサイトなどに明示されているのであれば、資料として提出できる。
(12)日本の中学校・高等学校を 卒業していない者の場合 は、日本語能力試験 N1 認 定書または日本語能力試 験 N1 認定結果に関する証 明書	۵۵
(13)助産師国家試験受験資格 認定申請書類等チェックリス ト	申請前には提出書類の不足・不備がないか必ず助産師国家試験受験資格認定申請書類等チェックリストに記入すること。記入したチェックリストは必ず持参すること。※チェックリストに記入がない場合、対応できないので注意すること。

### \*作成上の注意

- 1. 提出書類の部数は1部である。
- 2. (1)、(4)、(9)は、所定の様式によること。
- 3. (9)は日本語で記載すること。
- 4. 添付書類のうち外国語で記載されているものは、<u>すべて日本語訳を添付</u>すること。翻訳中の固有名詞も含めて全て日本語(ひらがな、カタカナ、常用漢字)で記載すること。
- 5. (4)~(8)と(10)~(11)については、提出書類と日本語訳の両方について、公的な機関において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。
- 6. (4)~(7)と(11)の書類については、<u>それぞれ原本</u>を持参すること。(原本は照合後に返還する)
- ※書類の記載は、日本語による書類は日本語で記載し、原語による書類は原語で記載する こと。
- ※提出書類内で共通する固有名詞の表記は統一すること。
- ※外国籍の者の氏名についてはアルファベット表記とすること。(参考として原語の併記可)
- ※日本国籍の者の氏名は日本語(漢字、ひらがな、カタカナ)表記とすること。

## 7. 申請時の留意点

- (1) 認定申請は必ず申請者本人が行ってください。
- (2) 締切2カ月以内は申請が集中して希望の日時に申請を受け付けられないことがあるため、 早めに提出してください。また、書類に不備があった場合は、再度来庁し書類提出が必要

となることがありますので、十分に注意し、不備のないように準備してください。なお、不備があった場合は書類の再提出が必要となりますが、再提出であってもその期限は平成 28 年8月31日(水)となります。

- (3) 申請受付は日時について電話で予約を取ってから、厚生労働省医政局看護課に来庁してください。
  - ・予約時間は守ること。
  - ・予約せずに来庁した場合、対応できないので注意すること。
  - ※<u>1日の受理人数は限られているので、お断りする場合があります。</u>早めの予約をお願い します。
- (4) 申請書類提出時と国家試験受験時のみ日本へ入国し、6.(2)がない者は、パスポートの原本を持参し、パスポートのコピーを提出してください。
- (5) 外国で取得した書類が、当該国で登録している氏名(以下、登録名という)で作成されており、それが6.(4)の助産師免許証の表記と異なる場合は、パスポートにより登録名を証明することになります。その際には、提出書類とともにパスポートの写しを提出してください。

## 8. 申請時の持ち物

- (1) 提出書類(助産師国家試験受験資格認定申請書類等チェックリスト含む)
- (2) 身分証明書(外国籍の者はパスポート、日本国籍の者はパスポート・マイナンバーカード・運転免許証など日本国の公的機関が発行した書類)
- (3) 筆記用具
- 9. 受験資格認定に関する Q&A

※別紙の Q&A 参照

### 10. 申請と予約、問い合わせ先

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話 03-5253-1111(代表) 厚生労働省 医政局看護課受験資格認定担当

※ご質問は電話でのみ受け付けております。